

仕様書

1. 業務名

グリーンセンター資源（ペットボトル）売り払い（下期）

2. 業務目的

堺市（以下「本市」という。）が、本市内の家庭から収集し、別途本市が締結した契約「ペットボトル選別及び圧縮梱包業務」の受注者（以下「選別等事業者」という。）が、選別、バール化（圧縮し、結束材で梱包して俵状にすること。）した使用済みペットボトル※について、ペットボトルに再商品化する「ボトル to ボトルリサイクル」を実施することで、持続可能な循環型社会の実現に資することを目的とする。

※ペットボトルとは、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3 年政令第 327 号）別表第五の第四欄又は第五欄のポリエチレンテレフタレート製の容器のことをいう。

3. 売払物件

本市が収集、中間処理（選別・圧縮・梱包）したペットボトルバール
令和 7 年度におけるペットボトルバールの性状は以下のとおり。

・寸法：1,000×1,050×1,050mm

・重量：1 個あたり約 170～190kg

・結束材：PP バンド

※実際のバールの寸法は多少大小あり。

（参考：過去 3 年間の本市のペットボトルバールの品質結果）

令和 5 年度：A 実施機関：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和 6 年度：A 実施機関：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和 7 年度（上期）：A 上記協会の基準に準ずる当市が実施した品質検査

4. 売払予定量

7 5 3 t（10 月～3 月実績値の直近 2 年平均）

※上記数量は予定であって、本市内のごみの排出状況により増減することがある。

※売払量が増減した場合であっても、単価の見直しは行わない。買受人は売払量の増減を理由に異議を申し立てることはできない。

5. 売払条件

- （1）買受人は、3. 売払物件に示すペットボトルバールを、日本国内においてペットボトルへ再商品化（ボトル to ボトルリサイクル）すること。ただし、再商品化製品は、飲料ボトル用の品質基準を満たすものに限る。
- （2）履行期間中に 1 回、本市のペットボトルバールの品質を調査し、別紙 6 にて調査結果を報告すること。調査実施日は、別途本市と調整すること。
- （3）本市のペットボトルバールを本市以外のペットボトルバールと区別し、本市以外のものが混入しないよう適切に保管すること。

- (4) 本市のペットボトルの再商品化の状況について、別紙 4 及び別紙 5 にて報告すること。
- (5) 原則、本市のペットボトルバールを本市以外のペットボトルバールと区別して処理量、再商品化量、残渣量を管理するものとする。ただし、本市以外のペットボトルバールと区別しての管理が難しい場合は、本市と事前に協議のうえ、可能な限りトレーサビリティを取る措置を講じたうえで本市以外のペットボトルバールと混合して処理することも可能とする。
(トレーサビリティを確保するための対応例)
 - ・各工程の処理量、再商品化量、残渣量をあらかじめ測定した混合する前の各重量で按分する。
 - ・本市のペットボトルバールのみの収率をあらかじめ測定し、その結果を用いて各工程の再商品化量、残渣量を算出する。
- (6) 残渣の低減に努めるとともに、発生した残渣を適正に処理し、可能な限りサイクルすること。
- (7) 上記 (1) における再商品化にかかる一連の工程について、本市の求めに応じて、本市職員の実地検査を受け入れること。

6. 引渡しについて

(1) 場所

保管施設名：株式会社ダイシン 加茂エコロジーセンター

所在地：兵庫県川西市加茂 6 丁目 126 番地の 1

※保管施設の変更があった場合等の契約締結後に生じた事情により、引渡場所を変更する場合がある。

(2) 引渡方法及び積込方法

① 搬出

- ・ ペットボトルバールの搬出は、環境保全上支障のないよう確実な管理、取扱いを行うとともに、選別等事業者の指示により行うものとする。
- ・ 搬出時間は、事前に選別等事業者と調整すること。ただし、選別等事業者の業務の都合上やむを得ない事情が生じたときは、搬出時間を変更することがある。
- ・ 搬出車両へのペットボトルバールの積込みは、選別等事業者の車両等を使用し、選別等事業者にて実施する。積込み完了後、買受人は選別等事業者の業務に支障がないよう、速やかに搬出すること。
- ・ 搬出頻度は、資源の性質上暑い時期に多くなることも考慮しながら実施することとし、引渡場所の保管容量を超えないように選別等事業者と調整のうえ適宜行うこと。

(参考：令和 6 年度月別搬出回数実績)

月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
回数	27	23	18	22	17	22

※上記回数は、参考値であり、実際は本市内からのペットボトル排出量等により増減あり。

(参考：令和 6 年度の搬出状況)

32 バール/回 (10t 車 1 台あたり積載量) × 2 台 = 64 バール/日 (1 日の最大搬出量)

- ・ 搬出については、選別等事業者の保管施設 1 か所とし、本市以外のペットボトルの積合せは行ってはならない。

② 計量

- ・ ペットボトルバールの計量は、選別等事業者の保管施設内に設置する計量器[※]及び買受人の保有する計量器 (計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 19 条に基づく検査に合格しているものに限る。) を使用

して各 2 回行うものとする。ただし、保管施設での測定結果と買受人の計量器の測定結果に著しい乖離がない場合は、保管施設の計量器で測定した結果を採用すること。

なお、著しい乖離がある場合は、本市と買受人において協議する。

※長さ 9m × 幅 3m のトラックスケール

- ・ 運搬車両ごとに空車重量と積載重量（いずれも kg 単位）を計量し、積載重量から空車重量を差し引いた重量をもって、当該車両 1 台の計量結果とする。
- ・ 選別等事業者で計量を行ったときは、その都度、選別等事業者より伝票を受け取ること。
- ・ 買受人の保有する施設で行った計量結果及び伝票は、本市が提出を求めた場合には速やかに提出すること。

③ 車両

- ・ 買受人がペットボトルバールの引取りを行うために使用する運搬車両は 10 t 程度のウイング車等フォークリフトでの積込みが可能な車両とする。
- ・ 買受人は、契約履行開始前に、本市分のペットボトルバールの引取りを行うために使用する運搬車両について、引取車両一覧（別紙 2）を作成したうえで本市に提出すること。
- ・ 契約履行期間中に運搬車両の変更が生じる場合には、あらかじめ別紙 2 にて変更届を本市に提出し、承諾を得ること。
- ・ 運搬にあたっては、飛散防止等必要な措置を講じたうえ、関係法令を遵守すること。過積載等の違反行為は行わないこと。

7. 残渣処理

- ・ 再資源化の過程で発生した廃棄物（残渣及び異物）については、買受人の責任において適正に処理すること。
- ・ 買受人以外の第三者が再資源化を実施する場合においては、買受人と当該第三者との間で廃棄物の適正処理に係る契約を締結したうえで、買受人は当該第三者を適切に管理監督すること。
- ・ 処理に係る費用は、買受人の負担とする。

8. 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

9. 提出書類及び提出期限

別紙 1 実施計画書（新規・変更）

契約締結後 10 日以内に以下の書類を提出すること。また、変更が生じた場合は、事前に変更届を提出すること。

- ① 責任者届
- ② 連絡体制図
- ③ 事業スキーム・実施体制図
- ④ 一連の工程図
- ⑤ その他本市が必要と認める書類

別紙 2 引取車両一覧（新規・変更）

履行開始前に、本市分のペットボトルバールの引取りを行うために使用する運搬車両を記載のうえ提出すること。また、履行期間中に運搬車両に変更が生じる場合には、あらかじめ変更届を作成し、本市に

提出すること。

※自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し及び各車両の写真も併せて提出すること。

別紙 3 ペットボトルバールの引取量報告書

本市のペットボトルの引取りについて、1 月単位で作成し、翌月 10 日までに本市へ提出すること。選別等事業者が発行した計量票及び買受人の保有する計量器で測定した計量票は、履行完了後 1 年間保管することとし、本市の求めがあれば速やかに提出すること。

別紙 4 再商品化実績報告書 A

本市のペットボトルに関するボトル to ボトルリサイクルの実績について毎月作成し、翌月 10 日までに本市へ提出すること。

別紙 5 再商品化実績報告書 B

買受人が本市ペットボトルバールを処理する再商品化施設において製造した飲料ボトル用再生 PET 樹脂又はプリフォームの出荷量とその利用製品（プリフォーム又はペットボトル）の製造量について、出荷先事業者ごとに 1 月単位で記載して、翌月 10 日までに本市へ提出すること。

別紙 6 ペットボトルバールの品質調査結果報告書

履行期間中に期間中 1 回実施し、検査実施日から 2 週間以内に本市へ提出すること。

10. 代金の支払い

買受人は、契約単価に、前月 1 か月分の引取合計重量（6.（2）②に示す方法で計量し、別紙 3 ペットボトルバールの引取量報告書に記載した数値。ただし、小数点第 3 位を四捨五入した値を用いること。）を乗じた金額（1 円未満の端数があるときは切り捨てる。）を、本市が発行する納入通知書兼領収書により、納入通知書兼領収書に記載する納入期限までに納付すること。

11. その他留意事項

- (1) 買受人は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏洩しないこと。履行期間終了後も同様とする。
- (2) 本契約の履行にあたっては、関係法令、関連通知、本市の条例、規則、要綱等を遵守し、履行上必要な関係官公庁、法人等に対する申請、届出等一切の手続きを遅滞なく行うこと。
- (3) 本契約の履行に伴い発生した事故及び損害（施設、設備、機器の破損等第三者に与えた損害）は、買受人の責任において処理するものとし、本市は一切の責任を負わない。
- (4) 本業務に必要な経費は、本仕様書において本市又は選別等事業者が負担すると記載しているものを除き、全て買受人の負担とする。また、買受人は、本仕様書に明記していないものであっても、本業務に付随して当然必要となる作業等は実施すること。
- (5) 本事業は本市にとって新たな取組となるため、実施状況に応じて、より効率的・効果的なボトル to ボトルリサイクルの実施方法に向けて、本市が協議を求める場合、これに応じること。
- (6) 本市のペットボトルの引渡し時における選別等事業者と買受人の間でトラブルがあった際は、両方で誠実に対応すること。当該内容については、本市は責任を負わない。
- (7) 買受人は、入札参加時に提出した事業スキーム・実施体制図から変更が生じる際は、事前に本市に報告すること。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行における疑義については、本市と協議のうえ解決すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 買受人は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人（堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 7 条第 1 号に規定する者のことをいう。）並びに買受人及び下請負人の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は買受人に対し、当該下請負人等との契約等の解除を求めることができる。

2. 下請契約等の締結について

買受人は、下請負人等との契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市誓約書に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 買受人は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは買受人が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 買受人は、下請負人等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 買受人及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 買受人は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、買受人が本市に対し、（1）及び（2）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、買受人又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、買受人が（1）に定める報告及び届け出又は（2）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。